
令和3年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第7日)

令和3年3月18日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和3年3月18日 午前9時59分開議

- 日程第1 議案第7号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第8号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第9号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第19号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第20号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第21号 令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定につ

いて

- 日程第2 議案第8号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第9号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第19号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第20号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第21号 令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（10名）

1番	板崎 壽一君	2番	東 純一君
3番	犬童 勝則君	4番	小川 俊治君
5番	高澤 康成君	6番	舟戸 治生君
7番	嶽本 孝司君	8番	多武 義治君
9番	田代 利一君	10番	松野 富雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 友尻 陽介

書記 日隠 啓知

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長兼復旧復興課長事務取扱	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	山口 隆雄君
ふるさと創生課長	高永 幸夫君	税務課長	境目 昭博君
住民福祉課長	大岩 正明君	保健医療課長	松村 玲子君
生活環境課長	戸屋 武文君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	上蔀 宏君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	永椎樹一郎君		

午前9時59分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は全員ご出席です。これから会議を開きます。
本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第7号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について

○議長（多武 義治君） それでは、日程第1、議案第7号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定を議題とします。

ご審議願います。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第8号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、議案第8号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 運営委員会の中の「さんがうら」ということで、この組織の長と委員の、どういう協議会とか、どういう組織でこの委員会が成り立っているのかお伺いします。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 「さんがうら」の件についてのご質問でございます。委員のメンバーにつきましては、地元の方々がメインで入っておられまして、運営委員会の委員長は地元の方でございます。それから、消防団であるとか、各班長さん、区長さん、それから、女性部の方も入っておられまして、約20名程度で運営をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 運営に当たり、その組織がどういう計画を今持っておられるのかお聞かせいただきたい。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） まず、計画につきましては、年間イベントといたしましては、グリーンツーリズムの拠点施設ということで、農林業の体験、食の確保体験による都市農村交流イベント、これは毎月一、二回程度、それから、地元の買物支援事業、これは毎週水曜日に実施しておられます。

そして、オーナー制度です。松谷棚田の棚田を利用したオーナー制度、6月の田植え、10月の稲刈り、それから、棚田キャンプ、それから、竹灯ろうの夕べとか、そういったのを年間イベントとしては計画をされておりますし、中長期的な計画といたしましては、球磨村まると棚田博物館事業の推進、それから、地域農林課、農業団体の農林産物の販路拡大等々を予定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 以前から私が思っているのは、その施設、第二小学校を拠点とした新たな利活用の位置づけで、この「さんがうら」協議会と、これに委託料500万、多分500万だったと思いますけど、決算を迎えるに当たり、村からそれを500万支出をして、決算時にはもちろん赤ではないんですけど、500万があることによって運営が成り立っておったというところなんですけど。

実際今後、いろんな施設を利用するに当たり、この指定管理を受けるような制度で今後やって

いく中で、果たしてそこで独立採算制を求め、民間的な企業の中で本来はしていかなければいけないと私は思っています。

計画と、もちろん「かわせみ」も含めなんですけど、委託料を払い、あるいは「さんがうら」に対する運営費という形、結局売上げを収入に上げておる状況です。

実際そこを今回、運営委員会に指定をするという中で、いかにその組織が収益性を求めて、ある程度結果を残していかなければ、この「さんがうら」は、将来的には法人化という位置づけでもともと目標が立っていたわけです。でも、いまだに、結局これは運営協議会で委託料を払っておるわけです。

本来これが一番設立をするときに、「さんがうら」の施設に関しては、法人化、将来的には法人化しますというようになってはいますが、これ数年間ずっと同じことをやっているわけです。

実際その500万円を支払いをして、1年間運営をした中で、実際、表面上では赤字にはなっていないんですけど、実際500万を入れておるから、経営そのものは赤字なんです、単独で考えたら。今後のこの委員会、あるいはその「さんがうら」の運営に関して方向性を伺いたしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 運営委員会の中でもいろんなご意見がございまして、法人化する必要があるんじゃないかと、法人化することによって、いろんな国の事業も直接受けることができるような、そういったケースもございますので、いろいろ意見はあるようございます。なかなか意見の取りまとめというのが非常に難しいところでございます。

今のところは運営委員会という形で、地元の方々が参画していただくことによって、地元の方々のその活躍の場というのが今できております。

例えば、都市住民、児童生徒が球磨村三ヶ浦に入って、いろんな体験メニューがございまして。地元の方々がそこに入ってご指導をいただくとか、そういった形で、地域の方々の生きがいくつりとか、そういったほうにもつながっているようございまして、なかなか500万という大金を投じているんですが、地域にとってはかけがえのない施設ではないかなというふうに考えております。

法人化のお話も実際ございますので、そういった話も今後前向きに検討をさせていただきたいというふうに思います。

その法人化することによって、例えば地域の関わりが薄くなったらちょっと困りますので、できるだけ地域の方々が運営するような形でできないかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君、最後の質問でお願いします。

○議員（5番 高澤 康成君） はい。以前、この運営委員会にも各地域の組織、例えば、私たちの活性化委員会の中で中山間地域の取組をやっている中で、この運営委員会に参加をしてほしいという話がありました。もちろん会費も払っておりました。

この運営委員会がそもそも「さんがうら」だけのことではなく、その会費を会員全ての団体のホームページを立ち上げて、それぞれそこからリンクさせて各地域の紹介を行おうという話を以前この会議の中でさせていただきました。結果、鬼ノ口棚田、あるいは私たちの地域等々の紹介が結局途中で終わりです。最終的には「さんがうら」だけの組織になってしまったという結果になっております。

やはり、村からお金を出す、あるいはそこをしっかりと、この運営委員会がしっかりとした目的を達成するためには、我々も今までどおり入っても全然、会に入っていないわけですけど、実際そのときに予算的なこと、それ以上予算がつかない。サーバーのことであつたりとかという話がありました。

結果、今蓋を開けてみると、三ヶ浦地域だけの組織になってしまって、三ヶ浦地域に予算が行っておるといような見方でしかないような組織に変わってしまっておる。本来は、これは全地域の山間地域も含めたPRをする母体となるような組織であつてほしいというふうに私は思っているわけです。

ぜひ、そこら辺も含め、実際その500万、あるいは、計画をしているいろんなイベントをする中で、ある程度の収益性を求めて、最終的には独立して活動ができるような組織であつてほしいと、ぜひ、村長、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「村長、一言」と呼ぶ者あり）

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、議員言われるように、最終的な目標というのは、そこに置かなければいけないんだろうと思ひておひます。

今も棚田のオーナー制度の田植えでありますとか、稲刈りでありますとか、そういうときにはほかの中山間地域の取組をされている集落から応援に来ていただひているような状況でございます。

そして、私も常々、あそこの施設長と話をするときには、「さんがうら」内だけにとどまらず、球磨村全域で活動できるような組織にということで話はしているところでございます。その方向でいきたいと思ひておひます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかに。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 今の「さんがうら」の件ですが、まず、組織表つてありますか、

それと、定款とかつくってありますか。それで、営利目的であるのかどうか、そういうのを知りたいんですが。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） さんがうら運営委員会規約もございまして、また、構成メンバー表もございまして。

目的といたしましては、平成23年に一勝地第二小学校が閉校して、それを利活用しようというところで、三ヶ浦地域の方が利活用をしようというところで、三ヶ浦の住民の方々が中心になってお集まりいただいて運営委員会を立ち上げていただいたと、そういった経緯がございまして。

営利目的だけじゃなくて、都市住民との交流等を通して、球磨村にたくさん来ていただいて、球磨村の良さを再認識していただくとか、そういったのもございまして、営利だけが目的ではございせん。

地元の方々の生きがいがづくり、そういったのにも寄与すると、ひいては球磨村全体をコーディネートできるような、球磨村にはたくさん棚田がございまして、そういった資源を活用して、球磨村全体に波及するような取組を行うというところで、今位置づけをして、運営委員会で今頑張らせていただいているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 組織のほうは、その規約の中でそれぞれというか、その仲間というか、規約で、「さんがうら」に参加される方で決めておられるんですか。役場が決めるということじゃなくて。それを聞きたいんです。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） あくまでも三ヶ浦地域の方々、さんがうら運営委員会の方々が話し合いによって事業計画もつくりまして、予算もつくりまして、そして、運営委員会で運営するという形でございまして。運営委員会の会長さんも地元の農家の方でございまして。規約につきましても、その運営委員会の中で規約をつくっております。

以上でございまして。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。3番、犬童勝則君。

○議員（3番 犬童 勝則君） 関連してですけども、三ヶ浦内にあります旧一勝地第二小学校の給食室もかなり老朽化して、かなり危険な状態だと聞いております。改修とか撤去とかできないものか伺いたいと思いますが。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 私も旧給食室につきましては確認をさせていただいた経緯

がございます。ちょっと危険な箇所もございますので、もう一度ちょっと再確認をさせていただいて、どういった対応ができるか検討をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第9号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、議案第9号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 「かわせみ」に関しての今後の運営の仕方についても説明をいただいております。第4条の「『かわせみ』は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない」という文言になっております。

利用料についてなんですが、これまでの利用料のパス券といいますか、ありますよね、半年とか。これまでの議論されてきた「かわせみ」運営のそもそも視点を変えていろんな議論はしてきたかもしれませんが、もちろん直営で今からやっていく中で、本来の、言えばその第三セクターということではなくて、やはり、今回直営で温泉のみという形の中で、本当に住民の癒しの場という観点を最も重要な重要課題として、あるいは目的としてする中で、果たして、じゃ、400円というのがどうなのか。

これまでは雇用の創出であったりとか、「かわせみ」運営のマイナス、赤字という議論がずっとされてきていますけど、今回、直営という形の中では、将来的な「かわせみ」運営云々よりも、今の状況からいくと、被災されて仮設でシャワー浴びてていう方もおられます。

やはり、そこにももちろん支出は必要とは思いますが、ここの利用料の設定に関しては逆に下げて、幅広く住民の方々が利用できるようなところも考える必要があるというふうに思いますが、400円は私は高いと思います、やっていく中では。

もちろん、直営なので、若干の収入と支出分が発生します。でも、この場に及んで、私は、逆

にこの2年、3年は利用料を下げても仮設で生活される、余儀なくされる人たちがいるならば、より多くの人たちに利用していただくために、利用料を下げ幅広く提供をしたほうが私はいいと思いますけど、村長、いかがですか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 「かわせみ」の入浴料ですけども、周辺の自治体といいますか、市町村に合わせて400円という考え方もあったんだろうと思います、当初は。

以前もちょっと話したことはあると思うんですけども、この4か月で1万円とか、そういう定期パス的なものがありますけども、そういうところが最終的には「かわせみ」の運営あたりにもつながって、こういう状況になったという考え方もひとつあると思います。

そういう中で、どちらがいいのかというのは、ちょっとはっきりは私個人的にもわかりませんが、そういう、例えば定期券、そして回数券、そういうことの見直しあたりはしていいのかなとは考えております。

ですから、その辺はちょっとしっかり検討をした上でしなければいけないことなのかな、それがまたその後、例えば「かわせみ」が再開したときに、またそのあたりで苦しむ結果にならないようにしっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 今の件ですけども、これまでも何回となく定期券、半年1万円だったと、戻してくださいということを書いて、幾らか検討をするという言葉返ってきておりましたけれども、検討、検討で、去年から言うておりますけれども、全然検討されたかもわかりません。

村民の声として、本当に毎朝私も行っておりますけれども、半年1万円だったときは2人家族で買いよったです。しかし、4か月になったから買えないという声がほとんどあるんです。そういう意味でも、10年こようと、100年こようと沸かすとは一緒なんです、温泉沸かすのは。そういう意味でもたくさんの方が来てもらうためには、私もやはり、こういうときだからこそ入浴金を下げて私もほしいと思うんです。

余談になりますけれども、この間「ポツンと一軒家」が出ました。「かわせみ」温泉も宣伝になったと思います。テレビで、全国版です。ほとんど見られておられますかね。

例えば、テレビ局からでも球磨村に「ポツンと一軒家」が出ますよという連絡があったならば、防災無線あたりでも放送して結構だと思ったんですけども、なかなか全部が見なかったという点も、宣伝に私はなったと思うんです、その点についても。

だからこそ、高澤議員が言われるように、私もこういうときだからこそ、やはり400円を

300円にするとか、4か月を6か月にするとかということをおもしてほしいと思いますけれども、再度、課長、答弁、それをお願いします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今言われた1万円と4か月という件の内容についてのみお答えするとすれば、よその市町村に比較したときに球磨村はものすごく優遇されているといえますか、そういうところはないというふうにお聞きはしております。

ですから、その辺も安くすることでそういうふうな利用が多くなるのであれば、検討をする必要があるのかなと思いますけれども、前回は説明であったと思いますけれども、来られる方が何かほかのこと、例えばレストランでお食事をされたり、そういうふうなことで今まではその金額とかでしてあったんだろうと思いますけれども、そういうのがなくなった今の段階では、そういうところもしっかりと考えていかなければいけないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） レストランがあったときにも何回となく言うてきてが、されていないんです。レストランがあったときも、去年まであったときもされていなかったんです。何年前から言っていて、レストランがあったときも。

例えば300円のところもあると私は思うんです。よその町村は町村として、球磨村は球磨村として下げればよそから来られると思います。そういう点もあると思いますので、村民の声を聞いてください、しっかり。私たちが言うのも、自分たちが持ってくるばかりじゃなくて、それが私も必要と思います。課長、答弁をお願いします。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 人吉球磨管内の同様な三セクの施設の温泉利用料というのをちょっと今調べております。山江温泉が大人で450円、それから、茶湯里温泉も450円、湯楽里さんが400円というところで、そういった価格設定にはなっているようでございます。

ただ、議員おっしゃるように住民の方の福祉の増進的なところもございまして、そういったところも勘案しながら料金設定も考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 宿泊の基準なんですけど、今現在、数名の方が派遣という形で職員の方が来ていただいていると、その中で、「かわせみ」を宿泊して通われていると、今後、この宿泊の利用客がある場合、そういう職員の現状というのは、そのまま継続して使わせとる中でということですか。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 現在、派遣職員ということで長崎県から2名来ていただいておりますけども、その方々を今、「かわせみ」のほうに宿泊ということで入っていただいております。

ただ、このように条例等も変わってきます。指定管理から直営ということでございまして、このままの状態ではちょっと不都合かなというところで、今入っておられる方については出たいてというか、別途総務課のほうで宿泊場を設定いたしまして、そちらに移っていただくというふうな形でございます。

今後、宿泊については、やはり、今回の条例のご提案の中でありましたとおり、まず、温泉のほうをしっかり経営、運営していくという形を取りまして、宿泊についてはすぐすぐに受け入れるという形ではなくて、やはり、今後の状況等を見ながらやっていこうということで今方針をさせていただいておりますので、宿泊についてはすぐすぐにまた入ってこられるというふうな状況ではないところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君、最後の質問でお願いします。

○議員（5番 高澤 康成君） はい。この宿泊とかの依頼というのは、どこに申し込めば、言わば直営なので、村の職員がとか、あるいは、そこに雇われておる一人がおられるから、どこにそうして、最終的に、我々、少年野球ありますけど、大会があったときにやっぱり宿泊等々があります。そういったときもすぐ利用が可能かどうか、そういう状況で維持をされるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） すみません。先ほど答弁が不適切といえますか、ちょっとご説明が不足していたと思います。お話ししましたとおり、温泉だけでやっていきたいと思っております。係のほうも、それ相応のシフトでやろうということでございますので、当面は宿泊のほうはちょっとできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） ちょっと関連ということで質問をしますけれども、今までチップ関係でボイラー等をしていたんですが、森林組合もご覧のとおりああいった状況でありますので、今後の燃料の見通しとか、今まで使われていたマイクロバスとか、そういったものの取扱いについてはどのようになっているんですか。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 温泉の加温に木質バイオマスボイラーを活用させていただいて、森林組合さんのほうからチップを、バークです。皮、乾燥した皮、木の皮を活用させてい

ただいているところでございますけども、発災後しばらくちょっと供給が滞った時期がございましたけども、現在は安定的に入ってきている状況でございますので、そちらを継続して活用させていただいて、重油を極力使わないような方向でいきたいなというふうに考えております。

また、マイクロバスにつきましては、村からの貸与という形を今させていただいておりますので、今、「かわせみ」で使用しているマイクロバスについては、球磨村が管理するという形になると思います。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかに。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 前後しますが、先ほどの400円の件ですが、いろいろなシミュレーションはされたんですか。どこが、岡原が450円だからこのぐらいがいいだろうとか、そういうふうな感じで決定されたのか。

それと、前も言いましたけど、固定経費が結構あるわけです。そういうふうな価格も含まれて今度予算も組まれておりますが、そういうところをちゃんと考えて、赤字にならないようなあれをされているかどうかです。いろんな一例、二例、三例あると思いますが、そういうシミュレーションをされて決定されたのか、そのところをお聞きします。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 近隣の市町村の三セクの状況、それから、直営での温泉のみの経営のところも参考にさせていただいております。

先ほどもちょっとお話をさせていただきました山江温泉ほたるさんと、相良の茶湯里さんは大人が450円です。それから、湯楽里さんが400円という形で取られております。それは、あくまでも三セクという形で、やっぱり営利を追求しなければならないということで、そういった価格設定をされているようでございます。

直営になりますと、やっぱり議員おっしゃるような固定経費がかなりかかりますので、それ応分の収入は必要かなというふうに考えているところでございます。その辺も踏まえて検討をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 同じ質問といえますか、入浴料が400円、できたら、今回災害に遭っていますので、仮設住宅が全部なくなるぐらいまでは金額を下げてやっていただきたいなというふうに思います。

マイクロバスの話も出ましたが、できたら仮設住宅に行って、高齢者の方たち、そういう方たちも連れて来て、復興するまではやっていくと、そういう強い決意も必要じゃないかと思

います。1回で終わります。

○議長（多武 義治君） 答弁は必要ですか。

○議員（7番 嶽本 孝司君） では、仮設住宅に行って、マイクロバスを出してというところを。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、仮設におられる方、被災された方という話でございましたけども、今、被災された方の中で仮設住宅、そして、みなし、そして、被災された方でも我が家を再建して入っておられる方といろいろあります。ですから、仮設の方だけというのは、やっぱり公平性にちょっと欠けるのかなという感覚はあります。

そういうところで、この規約の中にも減免ということもありますので、条文がありますので、そういうところで減免する、入浴料を少し安くするとか、そういう対応はできるのかなと思いますけども、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） 2番、東純一君。

○議員（2番 東 純一君） 同じような質問になるかもしれませんが、先ほどから入浴の料金のことも出ております。やはり、私も福祉の増進ということを考えますと、ほかの市町村の料金設定もありますけれども、できれば下げただけであれば大変ありがたいということに思っておりますけれども、そのようなことに対してはもっと検討をしていただきたい。

そしてまた、今、嶽本議員、話が出ておりましたけれども、今、バスが2台、「かわせみ」、そのバスにつきましても、今、村長が答弁がありましたけれども、仮設だけの方に限って使用するということは不公平もあるのかなという答弁がありました。それもあるかもしれませんが、そんなようないろんな状況を考えた中で、今所有しているバス2台、有効的な使い方、使い道ちゅうのを考えていただければありがたいかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（多武 義治君） 答弁調整のため、一旦議事を止めます。

午前10時38分休憩

午前10時43分再開

○議長（多武 義治君） 会議を再開いたします。

東純一君の質疑に、執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） マイクロバスでの送迎についてですけども、今後、5名体制で「かわせみ」を直轄で運営する予定でございます。

頻繁に送迎というのは、恐らく厳しいことなのかなと思いますので、例えば週に1回でありますとか、そういうふうにもう日にちを決めて、そういうことであれば、もしかすればできるのか

もしれないなど、今のところ考えております。

そして、利用料金、入浴料につきましても、例えば村内、村外でやっぱり入浴の料金を変えるとか、そういうふうな対応であればできるのかもしれないというところで、そういう部分で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） もう1点だけお尋ねします。

宿泊なんです。ここの別表3に書いてあるのは、3名以上が2,500円、2名、2千円。総務課長は、答弁では宿泊はしないというふうにおっしゃいました。

今まで、派遣でおいでになっていたから何名か泊めていて、幾らか収益はあったんですね。今回は、任用職員になったから、もう宿泊はやめる。村直営でやっていくんであって、やはり何らかの収益がないと運営上もだんだん厳しくなる。さっきからのお話はそうでした。

であれば、ここの宿泊も、これ素泊まり料金でしょう。であれば、そこら辺も検討できないですか。できるんじゃないかと思しますので、それは、さっき村長おっしゃって、5名の人員体制ですとなれば、難をすることもあるかと思うんですが、収益を上げるためにはその宿泊を、素泊まりであれば幾らかでも加算ができるかと思うので、この点も併せて検討をお願いいたします。

○議長（多武 義治君） 先ほどの答弁を繰り返してください。総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） お答えさせていただきます。

先ほども、高澤議員のときに申し上げましたとおり、当面は温泉のみの運営ということでございますので、宿泊は、条例にはこのようにしてありますが、実際には受け入れないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第10号 球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定に
ついて

○議長（多武 義治君） 次に、日程第4、議案第10号球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定を議題とします。

ご審議願います。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） これ、議題11にも関連することですが、今後災害を含めた中で言えば、個人の分であったりとか、補助を使ってそれぞれ国、県、村そして個人の負担割合が出るという中で、今後球磨村が、農林業の振興であったり付加価値を高めとか、計画に載っている中で、果たしてこの自己負担分の2分の1ということが、この球磨村が将来的なビジョンの中で、今でこそ高齢化が進んで放棄地が進んでいっておる中に、果たして自己負担分が発生して農業離れというのが考えられるわけです。

その中で、もちろんこの自己負担分を支出をしてでも農業を続けるという意欲から考えると、逆行していないか。ましてや、これが同じ負担割合、村も2分の1です。個人も2分の1と考えた場合に、村が将来的なビジョンを見据えた中では、その負担割合です。というのは、やはり行政側は極力補助率を上げて自己負担分を少なくしたほうが、より農業振興に向けたスタートラインに立てるのかなと思いますけど、2分の1、2分の1というふうになったその根拠を伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上薮宏君。

○建設課長（上薮 宏君） ただいまの補助残の、村と受益者の負担割合の件ですけれども、これは従来から農地災で大きな災害というのがここしばらくなかったんですが、私どもも実際扱ったのが何件かしかありません。

ほとんど農道については球磨村が全額、この前全員協議会のときの説明でもしましたけども、農地についてはもう村が100%補助残を出して分担金は取らないということでやってきたんですけども、畑とか田んぼについてはなかなか負担金があるものですから、手がつけれなかったというか、農家の方が災害として上げずに小規模災害とか、大きな災害がなかったんで、そういった対応でやってきておりました。

ただ、あったところもあるんですが、そういったところにつきましては今まで、現在が大体2分の1を基本にやってきております。そして、今回は激甚でありますので、補助率が農地について99.6%、0.4%の負担で、その半分ですので、事業費からすると0.2%なんです。ですので、確かに2分の1ずつだから大きくないと言われるんですが、実際の負担割合としては、全体の事業からすると0.2%。通常は、農地であれば国の補助が2分の1なんです。ですけども、今回は、97.6%です。それで2.4%で、1.2%が受益者負担となる。

ただ、今条例でちょっと書いてありますとおり、一応2分の1以内ということで、今後まだ査定額の段階で受益者の方にご説明して、実際、災害復旧やりますか、やりませんかという確認をして、災害復旧をやりますと言われたところについて、実際の測量からちょっと入らないといけないものですから、測量費も入ってきますので、そういったところをやって、実際の工事がどれだけかかるかというのが分かってきます。

その中でやって、その2分の1以内で村の財政とか、今後補助率が変わらないと思いますけども、工事の今、河川災がほとんど田んぼとか何かありますので、河川災でできる工事は河川側で、公共のほうでやっていただく。そして、あと残りの分をやるということですので、事業費は大分下がる可能性があります。そこを見込んだところで、一応ご説明してから入りたいと思っています。

それで、何回も言いますが、何で2分の1ずつだと言われますけども、もうちょっと上げてくれという話ですが、まだその辺の金額がかっちりしたやつが出ていませんで、村の財政を考えながら2分の1以内というところで動ければ、村長協議でちょっといろいろ方策は考えたいと思っています。

ただ、前も言いましたが、あくまでも農地というのは個人財産になりますので、あまりにも全額ということはまずできませんし、その辺をちょっと考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） やっぱり、激甚指定を受けたので、要はその補助率は97.6%まで上がっておるわけです。ということは、これまでの復旧に関しての2分の1よりはもちろん村の手出し分、あるいは個人の負担分からすると、かなり出しまえというのは減っておるわけです、行政も。

ということは、わざわざ激甚を受けた中で97.6%補助率がある。もちろん、2分の1という基準は設ける必要はあるんですけど、やっぱり最終的にここにある、村長が認めるものとかという書き方をしてある中で、やっぱりこの激甚で被害を受けたところに関して、あくまでも2分の1の基準はあるけれども、激甚指定を受けた中で補助率が上がっているんで、要はその自己負担分は極限まで下げますというところがあるなら、もちろん話は分かるんですけど、そのベースとなる村長の考え方がどうなのかなと。

この2分の1という中に、今後、今言う田畑に関して耕作放棄地はどうか減らしていこうと、そういう流れで進む中で、要はそこを村長がこの2分の1の考え方プラス個人の自己負担分も含め、今後の将来的な農業振興をうたっておられますので、そこはどういうふうに関後、補助率に対して考えておられるのか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほど、建設課長も申したとおり、2分の1以内ということでお示しをさせていただいております。

ですから、その時々でいろんな対応ができるんだろうと思っております。そして、今回の災害を受けては、しっかり地域に行きまして、きちんと皆さんに話をし、今後どう思っておられるのか、将来的に、今農業をされる方も高齢化で、ほとんどの方が高齢者の方だと思います。その中で、本当にそこを田んぼ、畑にしたほうがいいのかと思っていられるのか、そういうところもしっかり聞いた上で事業実施には取りかかっていると考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今の、村2分の1、個人2分の1の考え方なんですけども、条例上は当然2分の1以内と表記しないとこれは通らないことだろうというふうに思いますので、ただ、具体的な金額が分かった時点では、例えば農業振興費という名目の中で、反別に応じて各個人に今後、農業を頑張ってもらいたいという意味で2分の1以内で村としては補助をする。そういう考えもできるわけですから、ぜひその辺についてはしっかり検討の上、なるだけ個人負担がないようにお願いをしたいというふうに思います。

以上です。答弁ありません。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩をします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○議長（多武 義治君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第5. 議案第11号 球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、議案第11号球磨村治山事業分担金徴収条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、議案第12号球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議願います。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第13号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第7、議案第13号球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議願います。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第14号 球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第8、議案第14号球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定を議題とします。

ご審議願います。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第15号 球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第9、議案第15号球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議願います。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第16号 球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第10、議案第16号球磨村総合運動公園の設置及び管理に

関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 運動公園についてですが、今後はどういうふうになっていくとい
いますか。運動場は今仮設住宅があるので当然使えないなということは分かるんですけど、さく
らドームが残っていますので、その点について管理等をお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 総合運動公園につきましては、現在、ご承知のとおり、仮設住宅団
地ということで使用させていただいております。現在、総務課のほうで施設の全体的な管理等を
行っているところございまして、さくらドームにつきましても、今後、活用についてはいろい
ろボランティアでありますとかいろんなところから申し出がありました場合は、総務課のほうで
受けて、対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 被災の前はさくらドームは、許可をいただいて大々的に使われて
いたのは、老人の方々のゲートボール場が主だったかなというふうに思うんですけど、今おっし
ゃったように、そういう関係をするとところが、総務課のほうに申し出れば、また使用可能とい
うふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） ご質問のとおり、確かにこれまではゲートボールのほうで使われて
おりまして、同時に今の管理のほうも併せてやってくださいということで、申し合わせで行っ
てまいりましたが、状況が変わりまして、仮設団地が入っておりますので、そういったところで
これまでようにはいかないというふうに思っております。

そこは、できるだけ皆さんに使っていただきたいというのはございますけれども、状況が状況
でございますので、ゲートボールのほうはちょっとできないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 寄り添うということですね、お願いして、さくらドーム全部じゃ
なくて半分ぐらいでもですね、そこで老人方、あそこにご存じのように仮設ばかりの住宅で、
皆さんここを隣近所というか、そういう、そこに交流もないような状況ですので、今から、気候
も温かくなってきますので、ここで集いをされるという、そういう元気なところの場所が仮設と
いいですか、そういうことも考えていただいて、何もかもが今回、条例も変える、管理も変える
からできないんじゃないかと、何か、それでも考えてやっていただきたいということです。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、総務課長が申しましたように、これまでのようには、ドームでゲートボール、自由には使えないということで、総務課の方に申し出ていただければ使えますということですので、そのようにしたいと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第17号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第11、議案第17号球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議願います。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 介護保険料の月額基準額が300円上がるわけですが、現状は、他の町村についても多分上がるんだらうというふうに思いますけれども、コロナ、そして災害、非常に厳しい中での値上げということになりますので、今後も減免辺りについてはどういうふうに考えられているんですか。あるいは管内各町村の値上げ幅等、額が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（多武 義治君） 住民福祉課長、大岩正明君。

○住民福祉課長（大岩 正明君） ただいまのご質問で、介護保険料につきまして、各市町の介護保険料につきましては、まだちょっとほかの自治体においても議会のほうから終わっておりませんので、各自治体の情報が入ってきてないような状況でございます。

減免につきましては、豪雨災害での減免のほうは令和2年度手続をしていただいて、還付の手続き辺りはしているところなんですけれども、令和3年度におきましては、まだそういった取り扱いにつきましては、方法まだ決まっておきませんので、令和3年度は3年度で今回提案しました介護保険料の設定で通常どおり算定をさせていただくというような方向でございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 新年度にならないと、各自治体の状況が分からんというふうに思いますが、これまで球磨村は大体平均的なところに一応そういう位置があったのかということで、ほかのところより高めに設定してあったのか、その辺について教えていただきたいし、減免についても検討されるということですから、ぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 住民福祉課長、大岩正明君。

○住民福祉課長（大岩 正明君） 私が記憶しておるところにつきまして申し上げますと、介護保険が平成12年度から始まりまして、当時、やっぱり球磨村は高齢者の数は人口規模に対して高齢化率高くございました。それで、介護のサービスを受ける方たちも多いというようなところで、若干介護保険料は県内でも少し、平均よりも少し高めというようなことだったというふうに思います。

そう大幅に高いということはありませんでしたけれども、その間の介護施設とかどんどんできてきましたので、そういったサービスの利用者が増えてきてまして、介護保険事業計画に基づきまして介護保険料の見直しを行って、今日に至って値上げが続いているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第18号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第18号令和2年度球磨村一般会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） これ、こないだ説明、全協で説明があったと思いますけれども、災害、総務費の災害対策費、31ページの一勝地地区仮設住宅設置工事ということで、友尻の団地などの、これの説明がありましたけど、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 現在、取り壊しが完了しております球磨村診療所の横のところの村営住宅、跡地を活用させていただいて、一勝地地区の仮設を設置する予定ということで計画させていただいているところでございます。

予定では、3店舗ということで、早ければ、6月、7月ぐらいから開設ができるかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） かさ上げをあそこされますか。かさ上げされてから、あまり上げれば道自体があれだと思いますけれども、もう少し詳しく。すみません。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 予定では、スロープを設置する予定でございますので、その分若干かさ上げといえますか、上がるような計画で今予定をさせていただいているところでございます。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 2店舗を出す、確か計画だったんですけど、3店舗ですかね。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 現在は3店舗ということで計画のほうをさせていただいております。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 店関係が2店舗ということですかね。あと、店舗は。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 一勝地地区で被災された事業所2店舗プラス球磨村商工会さんが入る予定でございます。

○議長（多武 義治君） 9番、田代利一君、この件に関して最後の質問にしてください。

○議員（9番 田代 利一君） 一つは商工会ということですね、分かりましたが、あれは無償で貸すんですかね。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 箱物につきましては、中小機構が設置いたします。5か年間の無償という形になります。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。2番、東純一君。

○議員（2番 東 純一君） 関連ですけれども、今現在、取り壊して平地になっておりまして、隣が診療所になっていますね。今現在の状況を見ると、バスの時間、待ち時間が1時間、2時間、待ちながら診療所の中で患者さんの方もおられることがあるみたいなんですよね。そのようなことで仮設店舗ができるちゅうことだけはありがたいなと思っておりますし、ぜひ早めに進めていただければと思っておりますけれども、もしよければ、貸店舗ですよね、その施設のところで、何か住民の方が人とくつろいで座っておられるようなベンチとか、そういうことを高齢者向けにも考えたところで、店舗の方のご協力も必要かと思っておりますけれども、そのような対応の仕方、つくり方もしていただければありがたいなとは思っております。

そしてまた併せて質問しますけれども、この仮設店舗、期間、今おっしゃったのは5年って言われましたですかね。この仮設店舗の期間というのを5年間の間にということで解釈してよろしいのでしょうか。そこを伺います。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） お買物等をされるお客様方よりどころといいますか、そういったところも、事業者方と相談をさせていただいて、よりよい方向でいきたいというふうに考えております。

どうしても事業所の方のご理解が必要となりますので、恐らく事業所の方もそういった心づもりはあられると思っておりますけれども、そういった形で進めたいと思っておりますし、仮設店舗の期間につきましては、あと5年間の無償という形になっております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 今のところで一緒ですが、3件、できれば名前をちゃんと教えていただく、大体分かっているんですが、それと、店舗だけですか、住宅も一緒にという部分で使われるんじゃないかと、この5,500万円の中の予算になりますが、その内訳というのも教えてください。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 3事業所の方が今回入っていただく予定でございますけれども、1店舗が飲食店ですね、それからもう1店舗が小売関係の物販店ということで、その2事業所、これは、あくまでも事業所、店舗でございますので、住宅兼用できませんので、あくまでも店舗という形になります。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 飲食店と小売ということですが、自分らは村民から聞いているん

ですよね、友尻のあそこには商工会とどこさん、どこさんが入られるそうですねとかいうて。それは、何ていいですかね、その名前は出されないんですか。出したらいかんとですか。もう皆さん大体知っておられると思いますけど。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 今回の補正予算のことで予算の上程をでお願いすると思えますけれども、先方さんの都合がございますので、どうしても行政のほうから積極的にお名前をとすることは申し上げにくいかなと思っております。

ただ、新聞等でも一部名前が出た経緯がございますので、そういったところがちょっとどうだったかなと今思っているところでございます。板崎議員、お察しのとおりでございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） すみません、また関連をいたします。

これ仮設店舗5年間とおっしゃいました。仮設ですので、運動公園にございます仮設木造住宅、ああいうふうな取り合いの考え方でよろしいのでしょうか。

と言いますのが、村長はあの仮設木造住宅は将来的には、皆さんが出られたら村営住宅あたりに利用しようというふうにおっしゃっていました。間違いありませんか。そうであれば、この仮設の店舗もそういうふうな運用できないのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） あくまでも仮設店舗ということで、国の決まりが5年間というのがありますので、5年間は月々の賃貸料が無償なんですけども、それ以降につきましては、価格設定は村がすることになりますので、それ以降については、またそのような形が、時期が決まりましたら、そういった形でまたいろいろお話をさせていただきたいと思うところであります。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 1点お尋ねですけど、大体仮設に入られる方が分かっているというふうにおっしゃったんですけど、今おっしゃったように、小売と料理をされるんですか。となりますと、店舗、箱物だけを村、国が供給されるのか、中の構造が変わってくると思うんですよね、小売屋さんと料理屋さん。事務所は箱物だけでいいと思うんですけど。そこら辺を加味した上で設計されるのかどうか。お伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 今回、ご提案させていただいているのは、あくまでも箱物だけでございまして、中の、例えば、陳列棚とかそういった備品につきましては、国のなりわい補助金4分の3の補助がございますので、それを活用して設置をされる予定でございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかに。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 35ページでお尋ねいたします。災害対策費で、委託料の災害ごみがここに21億円というふうになっております。これにつきまして、詳細をお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 生活環境課長、戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） お答えいたします。

災害対策費委託料の一番上の行ですね。災害ごみ仮置場管理業務委託料でございます。内訳といたしましては、仮置き場の整備委託、約1,600万円、それと運搬に係るものです。収集運搬及び選別で5億9,700万円、災害廃棄物処理業務委託で8億9,700万円、土砂混じり瓦礫等処理業務委託で5億8,000万円、仮置き場の管理業務委託で2,100万円余りで、合計の21億1,420万1千円という内訳となっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 当初伺った、当初っていいですか、この災害ごみについて、12月かな、9月でしたね、そのときにはここに書いてありますように、当初は15億円ぐらいということで、15億円で災害ごみは片付くんだなというふうな認識を持っていたんですけど、ここに来まして、もう災害ごみは44億円という相当な額が上がってきております。

今おっしゃったように、いろんなのをプラスしていきますと21億円というふうなことなんですけど、これに対する補助についてお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 生活環境課長、戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） 当初、説明しておりました15億円ですけれども、その当時は約3万トンぐらいの災害ごみ、廃物を想定して約5万円ぐらいをそれに充てて、約15億円だろうというところで想定をしていたところでございます。その後、災害査定を受けました時点、1月受けた時点では、12月までの実績とまたこれからの想定量を勘案しまして、その約4倍ぐらいの量となったわけでございます。これは、1月にも新聞報道でも出たように、県が発表したとおりで、球磨村の災害ごみは12万5,300トンということで、4倍強のごみの量でございました。

その大まかな内訳といたしましては、災害ごみとして6,800トン、公費解体として3万8,700トン、それと想定外に多かったのが、土砂混じり瓦礫、土砂関係ですね、それが8万トンということで、とてつもない量がそこに推計量として出てきたわけでございます。

そのようなことで、災害査定を受けまして、1月環境省の補助金の金額が、事業料費の見込みとしては、45億9,962万円余りのこの事業量でその国の環境省関係の補助金としてはその

2分の1ということで、22億9,981万3千円ということで、これは国の補助金として入ってくるわけです。残りにつきましては、半分は交付税措置があるということで、交付税措置が約50%分、2分の1は入るということでございます。災害対策債ということが入ってまいりますので、村の負担額とすれば、補助で見てもらえなかった分等が出てまいりまして、約2,000万円強ですね、2,000万円ちょいの金額ぐらいが村の負担額となるところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 本当にびっくりしているんです、15億が45億9,000万円、今説明いただきましたように、村の出し前が1,000万円ぐらいでというようなことをおっしゃいました。それから、当初、災害見込みは国で出す45億9,900万円ぐらいというふうにおっしゃったんですけど、これ災害、解体についてちょっとお尋ねしたいんですが、解体業者が入札されて、当然捉えて、今解体をやっているんですけど、建設業者さんがとられて下請け業者さんがやられているというような形だと思うんですね。

その査定をするのはどこかという、コンサルタント会社がそこに入ってやっているということで、これは、私がどうのこうの言っても始まる問題ではないと思います。これ東北大震災とか熊本震災、地震があったときからこういうコンサルタントが入ってやっているというようなことであるんですけど、そののところにも何かお金が2億円ぐらいかかっているというようなことでしたよね。当時、お尋ねした経緯があるんですけども。

そういう国というか、補助金45億円に対しても2,000万円しか村、出さなくていいから、そういうシステムになっているから、そこはこらえてくださいと言えればそれまでだと思うんですけど、そこにそういうふうにして入れる必要があるのかなというふうに思うんですね。

というのが、コンサルタントだといいますが、その次に建設業者さんが入ってくるでしょう。建設業者の中でちゃんと解体なんかをやっていたら私はいいと思うんですよ。やっておられると思うんですけど、その下にまた下請け業者さんがおるんですね。これは、どこの組織でもそうだと思うんですけどね。

そういうことをお話をして、それは答弁というか、いいんですけど、何かそういうのが見えてくるんですね。というか、こういう大きい災害に対して何か協会であったりいろんなところに寄ってきて、お金がそっちに行ってしまう。これは、災害だから緊急にこうもどどうにかしなければいけないという、そういう姿があるんですけど、何か1個そこに入っているのが気になるんですけどね。

できましたら、これはもう一つのシステムですから仕方ないということ、その日本コンサルタント協会何をするかということ、ちょっと課長に聞きたいんですけど、私のほうでちょっと調

べてきました。

復旧を行う市町村が国から補助金を受けるためには被災者状況の調査や家屋の図面を作成した積算など専門的な事務作業が必要となるので、協会が行うということなんです。

うちの窓口、担当課長がしているところは、それは何をやるんですかねっていうふうに思うんです。そこのところだけちょっとお尋ね、今実際やっていることだけをお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 生活環境課長、戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） お答えいたします。

日本補償コンサルタント協会熊本県復興本部というところに入ってもらいまして、まず審査支援とか情報入力をして、今度それを予備調査に行ってもらいます、その担当のコンサルですね。現地調査をやっていただきます。そういう方々が決定して予備調査を、現地ですね、解体する建物の予備調査を入ります。そのときに、そしてその予備調査をした結果、解体、撤去、建物の確認、費用積算、図面作成等、そういう、どういうものかというのが上がってまいります。入札するための解体費用の報告、それによりまして、私たち生活環境課としましては、その発注準備、要するに資料作成を行います。そして、見積書、令和2年度は3社で見積もりのほうで行いましたので、それを見積り1回分としまして、うちの担当課のほうで業者決定をいたしまして、契約というふうな手続を踏んでいきます。そして、決まってから、業者さんが決まってから3者立会い、申請者、所有者の方とこのコンサルタント担当とそれから契約いたしました解体業者、その方々が3者ですね。それに村の、私たち担当課の職員も一緒に立会いまして、前もっての現地立会いを行います。それが行われましてから、工期は約2か月くらいを取っているんですけども、そういうふうにして解体作業が行われます。

その解体が行われたことの完了検査にも私たち担当課のほうの職員も立会いまして、ちゃんと行われたかという、途中の進捗管理も業者のほうから伺って、そういうふうな管理のほうで私たちの担当課のほうは携わっているわけです。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君、最後の質問にしてください。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 家屋解体について関連する部分ですけど、空き家も多くあると思うんです。なかなかこれは今まで所有者が遠くにおられて、なかなか進めなかったということなんですけど、これ災害を受けまして被災されたところの家屋は今回解体しようということが言われたんですけど、その点については、村でやっていただくかこのコンサルタントをお願いして一緒にやっていくか、空き家の家屋について全面的に解体できるのかどうか、村長にお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 生活環境課長、戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） 空き家関係の解体ということでのご質問ですけれども、現在、昨日まで解体の受付件数は328件受付をしております、そのうちの住家としまして、実際、住んでおられた罹災証明が発行されている家というのは217件ありまして、それとは別に今度は空き家、これは罹災証明で調査をする分ですね。罹災証明ですんで、被害がありましたということで、罹災証明が出て、これは住んでいなかったら空き家ですんで、その後うちのほうが予備調査でコンサルのほうに依頼しまして、現地を見て、実際、要するに半壊以上の判定が取れる家なのかどうかは調査をいたします。それによって受付ができる空き家なのかどうかというのを判定するというので、その分が74件は受付はしているところでございます。

ですので、空き家に対しましても、危なく、もうこれは浸水被害はあったというところは、かなりのところはもう申請があったところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

審議の途中ですが、昼食のため休憩をいたします。午後1時より再開します。

午前11時51分休憩

午後0時59分再開

○議長（多武 義治君） それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第12、議案第18号の審議を続けてください。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 支出の民生費、34ページです。扶助費の災害弔慰金、災害見舞金、災害障害見舞金、この3項の減額が出されておりますけれども、この詳細についてお伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 住民福祉課長、大岩正明君。

○住民福祉課長（大岩 正明君） 災害弔慰金につきましては、今回の豪雨災害によりまして……

○議長（多武 義治君） 暫時休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時11分再開

○議長（多武 義治君） それでは会議を再開いたします。

住民福祉課長、大岩正明君。

○住民福祉課長（大岩 正明君） 大変失礼しました。

災害弔慰金につきましては、当初32件、32名分見込んでおりましたのを23名分とさせていただきますので、減の9名分ということで、これは生計維持者、災害弔慰金、死亡者につき

まして500万円、災害弔慰金のほうを32名分を23名ということで落としまして1,750万円としております。

それから、災害障害見舞金につきましては、これは生計維持者ということで250万円、お一人当たり250万円の2名分、これ実績がありませんでしたので500万円、250万円の2人分で500万円を減額しております。

それから、災害見舞金につきましては、これは12月の議会のときですかね、球磨村の災害見舞金ですけども、全壊世帯分を50万円以内とされておりましたけども、それが令和2年度は10万円、令和3年度を20万円、令和4年度を20万円としましたので、その40万円分の減ということになっております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 災害弔慰金と障害見舞金については実績からそういうふうにするんですけども、災害見舞金については今後も継続性のあるものということで、計上された部分については今後も残っていくということによろしいですね。

○議長（多武 義治君） 大岩正明君。

○住民福祉課長（大岩 正明君） 議員申されておりましたとおりとなっております。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 35ページで、災害対策費でお尋ねします。

浄化槽くみ上げ業務委託費が156万1千円減額になっております。その内容をお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 生活環境課長、戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） お答えいたします。

浄化槽くみ上げ業務委託料につきましては、公費解体の折に、撤去する前にたまっている分、し尿等をくみ上げる作業に係るものでございまして、当初300件分で7万3,700円で見えていた分を、災害査定を受けまして、その分で修正した分がマイナス分として156万1千円ということで計上したものでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 公費解体の受付が3月いっぱいですよ。であれば今からも出てくるんじゃないかなと、その浄化槽のその土砂のくみ上げに対してですね。もうここで締めてしまってもよろしいんですかね、お尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 戸屋武文君。

○生活環境課長（戸屋 武文君） 災害査定、1月受けたときの実績と見込みのところ、333件というところでの災害査定受けておりますので、この分に関しましては予算的には十分残っている状態での予算書上の減額でございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） まあ、残……ですね。来年度分に上がれば、また令和3年度の一般会計に来るのか、また補正が成り立っていくのかなというふうに思います。

そういうふうになってくるかなというふうに思うんですが、実はその泥のくみ上げなんですけど、何かあの浄化槽の、今回水害に遭いまして、マンホールの蓋が開いていて、それに土、泥、そういう水が流れて、いっばいたまったからそれをくみ上げたというようなことで予算計上されていると思うんですが、その浄化槽にも5段階ぐらい査定がありまして、それで復興できる部分だけをこうやってくみ上げたというようなことの予算であって、まあこれだけ残ったというようなことをお聞きしているんですけど、5段階でするので当然A、B、C、Dまでありまして、Dはもう全然その浄化槽再利用できないよというような浄化槽の位置づけというふうに聞いているんですが、中にはそのDの部分もくみ上げて、また幾らかして再利用したというような話も聞きましたので、ここの点につきましては、浄化槽についてはもう少しこう、まだ生活を再建しようと思えばまた新たに浄化槽も設置しなきゃいけないし、まあ当然村からの負担もあるんですけど、そういうふうにしていろんな面でその負担が出てきますので、やはりそのくみ上げができるのであればもうちょっと突っ込んでいただいて、これ12月一般質問でもしたと思うんですけど、もう少し、できるだけくみ上げていただくというふうにお願ひしておきます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第19号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第13、議案第19号令和2年度球磨村国民健康保険特別会

計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第20号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 日程第14、議案第20号令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第21号 令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第15、議案第21号令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第16. 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 最後に、日程第16、議案第22号令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（多武 義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日3月19日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時24分散会
